4　第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金がある場合には、第二十八条第二項第三号中「事項」とあるのは「事項（財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。第三十五条において同じ。）の確実な償還のために必要な事項を含む。）」と、第三十五条中「償還計画」とあるのは「償還計画（財政融資資金による貸付け又は引受け、応募若しくは買入れに係る借入金又は機構債券の償還期限、償還期限を繰り上げて償還する予定がある場合にはその旨その他財政融資資金を確実に償還するための計画を含む。）」とする。

5　第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定の適用については、機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

附則第五条の四から第五条の七までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国立大学法人法の一部改正）

第三条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の表第四十六条第二項の項の次に次のように加える。

第四十七条	次の方法	次の方法（国立大学法人にあっては、次の方法及び国立研究開発法人科学技術振興機構への寄託）

（地方税法の一部改正）

第四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号及び第三百四十九条の三第二十項中「第十八条第一号」を「第二十三条第一号」に、「第六号イ又は第八号」を「第八号イ又は第十号」に改める。

（科学技術基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構法第二条第一項の改正規定中「第十八条」を「第二十三条」に改め、同法第十二条の改正規定中「第十二条」を「第十三条」に改める。

附則第五条中「第十二条」を「第十三条」に改める。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第三号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第三号」を「第五号」に、「第四号から第六号まで」を「第六号から第九号まで」に改め、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第五号に掲げる額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額を控除した額に相当する額

二千五百億円

附則第四条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　令和二年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額　八千六百五十一億千八百五十万円

四　令和二年度における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額　一兆七千六百八十八億千八百五十万円

附則第四条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「額及び」を「額」に、「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に、「令和十二年度までの間」を「令和二十六年度までの間」に、「千六百三十三億四千五十八万二千円」を「二千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあっては同項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあっては第二項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年度にあっては同項の規定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「令和三年度にあっては第二項の規定による額に同年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、令和四年度から令和十四年度までの各年度にあっては第二項」に、「次の表」を「同表」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和三年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に前条第八号に掲げる額を加算した額とする。

附則第四条の三第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」に、「二十七兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第九条第一項中「附則第四条第二号」の下に「から第四号まで」を加え、「同条第六号」を「同条第九号」に改め、同条第三項中「令和十四年度まで」を「令和二十六年度まで」に、「とする」を「から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあっては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年度にあっては同項の規定により算定した額から第六号に掲げる額を減額した額とする」に改め、同項第二号及び第三号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同項第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「千六百三十三億四千五十八万二千円」を「二千六百十六億八百二十七万六千円」に改め、同項に次の二号を加える。

五　地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和十三年度から令和二十五年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　九百八十二億六千七百六十九万四千円

六　地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和二十六年度分の交付税の総額から減額する金額　九百八十二億六千七百七十万二千円